

令和3年6月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年6月7日(月)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和3年6月7日(月) 午前 9時11分
閉 会 日 時	令和3年6月7日(月) 午前11時50分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	金子 雄太
委 員	菅野 博子 加藤 久子 金澤 孝太郎 野本 恵司 潮田 幸子
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第64号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第68号	令和3年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	岩間 則夫	教育部長	齊藤 隆志
こども応援課長	矢澤 潔	教育部参与	大島 進
こども応援課副参事	佐々木志万子	教育部参事兼	
こども未来部参事兼		教育総務課長	鳥沢 保行
子育て支援課長	伊藤 和代	教育総務課中学校給食	
こども未来部副部長兼		センター所長（課長級）	竹井 豊
保育課長	佐々木晴美	教育部参事兼	
保育課副参事	宮澤多喜也	生涯学習課長	田島 盛明
		生涯学習課副参事	高橋 和久
(健康福祉部)		教育部参事兼	
健康福祉部長	高木 啓一	中央公民館長	沼上 勝
健康福祉部副部長	木村 勝美	スポーツ課長	中越 好康
福祉課長	服部 和代	教育部副部長兼学務課長	宮野 和幸
障がい福祉課長	新島 政博	学務課副参事	棚澤 大輔
健康福祉部参事兼		学校支援課長	穂山 孝幸
健康づくり課長	清水 恵子	学校支援課副参事	若林 朋子
健康福祉部参事兼		学校支援課教育支援	
介護保険課長	矢澤 欣子	センター所長（課長級）	久保田明子
新型コロナウイルスワクチン			
接種推進チーム副参事	中山 尚子		
吹上支所副支所長（課長級）大島 和之			
吹上支所市民グループ			
リーダー（副参事級）	加藤 勝美		
川里支所副支所長（課長級）吉田 勝彦			

書 記 小野田直人
書 記 佐伯 幸子

(開会 午前9時11分)

(委員長) では、ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。委員会記録の署名委員を指名いたします。野本恵司委員と潮田幸子委員にお願いしたいと思います。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第64号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。審査は全て議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。この方法で異議はありませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

では初めに、議案第64号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(こども未来部副部長兼保育課長) 議案第64号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図る観点から、保育日誌、健康診断等の記録の作成、保存等について、電磁的方法により行うことができることとする規定を追加するとともに、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における職員の配置について特例を設けるほか、文言の整理を行うものです。

以上です。

(委員長) これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) 64号につきまして通告してありますが、第6条第7号改定、市長が認める者、保育士になることの懸念についてということでお聞きしたいわけですね。幼稚園教諭、小学校教諭を保育士と同等にみなすということに、そういう特例を設けるというのですけれども、本来、今まで幼稚園というのは教育部門で、保育というのは福祉部門だったと思うのですけれども、幼稚園の場合は3年保育にすると3歳ぐらいからですよ、やるの。でも、いわゆる行政が行う保育所という場合は、その人が職場復帰の場合もあると思うのですけれども、生後何か月という早い段階からできると思うのですが、今回の改定では、これについてはどのような状況になるのかということをお聞きしたいのです。保育園と幼稚園一体のものとなって、幼稚園はどう考えても産休明けからは行けませんよね。幾らやっても3年保育だと思うので。これがどう影響するのかということをお聞きしたいと思います、まず第1に。

(こども未来部副部長兼保育課長) 今回の改正によりまして、保育士と同等の知識及び経験を有する市長が認める者というところでよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、子育て支援員研修を修了した者だったり、家庭的保育者、また保育士の資格はないけれども、当該施設等で十分な業務経験を有する者を想定しておるのです。また、今回この特例を適用する場合であっても、保育資格を有しない者が保育に従事する際には、その合計数が各時間帯必要な保育士の数の3分の1を超えてはならないということが規定されております。ですので、保育の質等についても確保できるものと考えております。

以上です。

(菅野) そうすると、保育士の資格はなくてもいいと。経験があれば。そうすると、先ほど聞いたのですけれども、幼稚園と保育所というのは入れる子どもの年齢が違いますよね。これについてはどういう対応になるのでしょうか。いわゆる幼稚園教諭の資格しか、そういう勉強しかしていなくても、産休明けも含めてそういう低年齢の子どもにも対応できるということは、勉強していないのに対応できるというのは、3分の1の範囲ならいいという判断なのではないでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) こちらにつきましては、今回時限的な特例というか、になっておりますので、行く行くは保育士の資格等を取得してもらうような方向で進めていきたいとは思っております。以上です。

(菅野) 特例というわけですけれども、私も一生懸命勉強して保育の資格って取ったことあるのですけれども、大変細かいところまで勉強しないと得られないのだなと実感したのですけれども、そうすると上司の方がついていて、大丈夫だと、保育資格なくても、という判断で事業を行っていくということですか。だから、何らかの面で、例えばこういうほうがよかったのではないかということがあるという懸念というのはそれなりに考えられているのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 今回の特例を実施するに当たりましても、保育士については3分の2以上確保するということになっておりますので、特に問題ないかと思っております。以上です。

(潮田) まず、市内の小規模保育事業所A型と、あと保育所型事業所内保育事業所の数、令和3年度の待機児童数、保留児童数を教えていただきたいと思います。

(こども未来部副部長兼保育課長) お答えします。
令和3年4月1日時点で市内の小規模保育事業所A型は12園あります。市内に保育所型事業所内保育事業所はございません。
また、令和3年4月1日現在、保留となっている児童は62人です。このうち、保育所等利用待機児童数調査によりまして、待機児童は3人となっております。以上です。

(潮田) 今回のこの改正というのは、待機児童をなくすとか、そこら辺の全国的な意味での部分からなのかなというふうに思うのですけれども、特に鴻巣市においてこのような改正をすることに至った経緯、具体的な困難事例とかあったのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 実はこちらの改正につきましては、

国の基準は平成28年4月1日から改正されております。ただ、条例改正の要否及び改正する時期については、地域の実情に応じて判断することとされておりました。市内の保育施設におきましては、必要な保育士は全て確保されているような状況になっておりますけれども、保育士の確保が困難であるという声はいただいております。年々保育の需要が高まっており、保育士など保育の担い手の確保が課題となっていることから、今回改正することとしました。今までに困難事例は特にないのですけれども、幼稚園教諭とか小学校教諭の採用については可能かという問合せはいただいております。

以上です。

（潮田）さいたま市とかでは、これが認可保育所、認定こども園等でも特例対象としておりますけれども、本市においてはそうではない、これの対象としていないということによいでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）お答えします。

保育所や認定こども園につきましては、県の認可となっております。なので、県の基準に基づいて実施していることから、こちらの特例対象とはなっておりません。

以上です。

（潮田）そういたしますと、今の鴻巣市の条例のほうでは対象となっていないけれども、県のほうで決めるものなので、実際には県のほうが、これ国のほう28年の改正ですから、県のほうの管轄の部分については認定こども園、認可保育所もあり得るということによろしいのでしょうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）そうです。保育所と、民間の保育所、公立保育所、認定こども園については県の基準に基づいてやっておる形になります。なので、県のほうが改正をされておられませんので、県の基準に基づいて今回の特例は認められないということになります。

以上です。

（潮田）そういたしますと、先ほど菅野委員からも質問されておりましたけれども、この条文の中の6条の中で、ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて保育士と同等の知識及び経験

を有すると市長が認める者を置かなければならないとあるのですけれども、ここでいう保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者、これの具体的な資格、先ほどの答弁からすると、いわゆる資格名とかというのは特に示されていなかったかと思うのですけれども、その資格名、どういうものがあるのか。または、その資格がなくても特に認める者というのが存在するかどうか伺いたいと思います。

（こども未来部副部長兼保育課長）実際に朝夕等の児童数が少ないときの時間帯における保育士の配置等につきましては、資格がない者でも対象となります。それが保育士の資格はないけれども、当該施設等で十分な業務経験を有する者、例えば常勤で1年以上働いている方とか、そういった方だったり、子育て支援員研修を修了した者、それと家庭的保育者というものを想定しております。

以上です。

（潮田）家庭的保育者という中に以前子育て経験のある者という表現をしていた、何かそのちょっと記憶があるのですけれども、今答弁いただきました、最後に言っていた家庭的保育経験のある者ということですか、すみません、それをもう少し説明いただきたいと思います。

（こども未来部副部長兼保育課長）最後に言いました家庭的保育者なのですけれども、こちらにつきましては、家庭的保育者になるためには、保育士の資格があっても家庭的保育に必要な知識を習得するために子育て支援員研修を修了するということになっているのです。子育て支援員研修を修了した者について家庭的保育者ということが認められます。保育士の資格を持っていない方につきましては、子育て支援員研修を修了した後、家庭的保育者の認定研修を受ける必要があります。それに基づいて家庭的保育者ということで認定されることになっております。

以上です。

（潮田）それでは、今答弁いただきました研修というのは市が行うものなのでしょうか。どういう単位で、1年に何回行われるとか、そういったものがあればお示しいただきたいと思います。

（こども未来部副部長兼保育課長）こちらの研修につきましては、市で

開催することもできるのですけれども、今鴻巣市では行っておりません。なので、県の主催の研修に参加していただくような形になるかと思えます。

以上です。

（潮田）最後に1点です。

50条に規定されている記録する書面とは、どのようなものを誰が作成して、誰と共有するものを指すのか伺います。

（こども未来部副部長兼保育課長）こちらにつきましては、まず書類とはどんなものかということなのですけれども、職員とか、財産及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿としまして、職員名簿だったり、出勤簿、それから雇用通知書、資産台帳、保育日誌や児童票、健康診断の結果票など、それと非常災害に対する計画だとか避難訓練の記録簿、それから消火訓練記録簿、それから献立等が入ってくるかと思えます。それで、誰が作成しということなのですけれども、例えば雇用通知書につきましては事業者が作成して、採用される職員とのやり取りのものになるかと思えます。

以上です。

（誰と共有するのかの声あり）

（こども未来部副部長兼保育課長）事業者と採用される職員と共有するものになるかと思えます。例えば雇用通知書ですけれども。

（全体が共有、これ条文の中に共有するという表現になっていたのでの声あり）

（こども未来部副部長兼保育課長）すみません。作成される帳簿等にもよるかと思うのですけれども、例えば出勤簿だとかということに関する事業者と職員が共有するものになってくるかと思うのです。献立だとすると、事業者と利用する保護者ということになってくるかと思えます。

（潮田）ということは、特に新たに書類を作るというよりは、今まで作っていたものをデータ化して、今まで紙ベースだったものをデータ化して、共有する必要のあるところとは共有できるというもの。そこに個人情報等は入らないということによろしいのでしょうか。

(こども未来部長) 今回の改正につきましては、条例に規定されている等の書類になるわけなのですけれども、その中で例えば先ほど答弁させていただきました出勤簿ないし保育日誌等につきましては、職員同士で共有したり、そういった部分になります。当然委員がおっしゃったように、共有というか、それぞれ書類によってまちまちになってくるわけです。共有する、しないというのもまちまちにはなってくるのですけれども、例えば保育日誌等につきましては、当然職員同士で日々の日誌を確認して共有する、それから出勤簿については所長ないし職員とのやり取りが発生します。資産台帳については、当然園で管理をするものになりますので、保存をしておく。今まで紙ベースで作っていたもの、当然紙ベースもデータも両方あるわけなのですけれども、今後データで管理をすることが許されるというような形になっております。

以上です。

(潮田) 私がちょっと懸念していたのは、よく連絡帳みたいのありますよね。保育園と子どもたち、親子のもそういったものになるのかなと思ったのですけれども、それについては今までどおり手書きということなのででしょうか。そういった保育日誌というか、保護者とのやり取りとかというのはどういうふうになっていくのでしょうか。

(こども未来部副部長兼保育課長) こちらについても対象になってきておりますので、例えば今までは手書きでやっていたものがデータを使ってということになることもあるかと思うのです。実際に公立保育所におきましても昨年度保育業務システムを入れまして、保護者とのやり取りについて、そういったものとかというのも出てきておりますので、連絡帳についてデータ化されるということもあるかと思えます。

以上です。

(加藤) では、64号につきまして、いろいろと質問があり、答弁もあったわけなのですが、この制度は既に国のほうは28年度からというふうなことでなっているというふうなお話があったかと思うのです。もう5年たった中で今回初めての改正というふうなことが出されてきたわけなのですけれども、今までの国に基づいてしなくても大丈夫だったか

らしなかったということになるかと思うのですが、結果的に今回改正するわけですが、改正によってどのぐらい今の現状、鴻巣市における保育士さんたちの現状と、これからそれがどのぐらい解消できるという予想なのかをお聞かせください。

（こども未来部副部長兼保育課長）先ほどから申し上げておりますけれども、どちらの施設も保育士の確保は必要保育士以上に配置がされているのです。なので、特にすぐにすぐ必要なかということと、ちょっと分からないところではあるのですけれども、ただやっぱり本当に皆さん保育士の確保には大分苦勞されておりますので、今回保育の担い手の裾野が広がるということで、きちんと確保もできて、保育の受皿の確保もできるのかなと考えております。

以上です。

（加藤）では、今現在は困っている状況ではないけれども、万が一というか、これからどういうことになるか分からないことに対してこの改正を行っておくということの理解でよろしいのですか。

（こども未来部副部長兼保育課長）はい、そのように考えております。以上です。

（金澤）皆さん通告に出していますので、重複したところについての質問はカットさせていただきますが、要は家庭的保育者になるための対象の条件というか、さっき市長の任命条件というのがあると思うのですが、この辺、年齢とか、資格とか、経験とか、また任命になる人の家庭環境とか、その辺はどういう判断に考えているのかお聞かせ願いたいのですけれども。

（こども未来部副部長兼保育課長）家庭的保育者になるために、年齢とかの資格とかというのは特に条件はないのです。いずれにしても、家庭的保育者になるには子育て支援員研修を受けていただくこととなります。子育て支援員研修を受けまして、保育士の資格のある方が子育て支援員研修を受けた場合にはそのまま家庭的保育者になれるのですけれども、それ以外の方が受けた場合、例えば小学校教諭の方が受けたりと、幼稚園教諭の方が家庭的保育者になるためには、その後家庭的保育者の

認定研修というのがありますので、そちらのほうを受けていただいて家庭的保育者としてなれることになります。

以上です。

（金澤）それと、家庭内保育事業を新たに開業したいといった場合、そのときも現状の条件をクリアすれば市のほうは認可してもらえるとというふうに解釈していいのか、いや、新規開業の場合にはやっぱり保育士等にまずそろっていただいて、ある程度経験を積んでから保育士を採用してもいいよとか、いろいろちょっと条件的なものがあるのですけれども、その辺のニュアンスはどういうふうに捉えているのですか。

（こども未来部副部長兼保育課長）今まで待機児童対策として小規模保育事業所を開設してまいりましたけれども、今後につきましては、もうやはり3歳以降の受入れがかなり厳しくなってくる状況なのです。ですので、小規模保育事業所については開設を今のところ鴻巣市としては予定していないのですけれども、相談があった場合には、今回この特例というのが女性の就業率の上昇等により保育の受皿拡大が急速に進んでいる間というふうに国が示しているものですから、やはり相談があった場合には、できる限り保育士で確保していただきたいなということは思っております。

以上です。

（金澤）最後に質問なのですけれども、ここにちょっと質問に入っていないのですが、ちょっと私もいろいろと勉強させてもらえたのですけれども、家庭的保育事業というのは個人の家庭で実施されるわけなのだけれども、例えば家庭的保育者が1人きりいない場合とか、あと通常より園児の外での遊びが不足してしまうとか、1人だから保育士が孤立しやすいとか、休暇が取りづらいとか、いろんな要件が出てくると思うのですが、この辺の保育の質というのを担保するような施策云々というのは考えているのかどうか。

（こども未来部副部長兼保育課長）今金澤委員さんがおっしゃっているのは、多分家庭的保育事業のことになってくるのかなと思うのですけれども、こちらについては市内に事業所はないのです。市内にある小規模

保育事業所等につきましては、保育士さんが必ず2人はいなくてはいけない、職員が必ず2人いなくてはいけないというような状況になっておりますので、例えばゼロ歳のお子さんが今日は3人しかいないのですといった場合、本来であれば1人の保育士さんで可能なのですけれども、それであってももう一人保育士さんいなくてはいけないという状況になっておりますので、そういったことの心配はないのかなと思うのですけれども。

以上です。

(野本) 通告してある内容はもう前任者で出ているので、その答弁を受けてという形で、保育所の保育士人員確保の状況というものは今間に合っていると。今後の見通しの部分では、例えば、今すぐには分からないとは思いますが、この近隣ですとか埼玉県全体ではどういう傾向になっているかというところから今後の見通しというのが推測できるのかなというふうにも思うのですけれども、こういう不足する状況がもう迫ってきているということからこの条例改正に至っていくのかどうか、その辺を伺えればと思います。

(こども未来部副部長兼保育課長) ごめんなさい。近隣の状況とかはちょっと把握できていないのですけれども、ただいずれにしましても保育士の確保すごく難しいというのは事業者のほうからは声はいただいているのです。先ほども申し上げたように、小学校教諭とか幼稚園教諭を採用することは可能ですかという問合せもあることから、今回この改正をすることによって、この特例を活用していくところというのは出てくるのかもしれないなというふうには思っております。

以上です。

(野本) 保育士の資格を持っている人というのは決して少なくないのではないかなというふうを感じるのです。そういう専門の教育課程というものも結構たくさんあるようにも、鴻巣市内でも高校でもありますし、そういう意味では資格を持っている方はたくさんいらっしゃるなというふうに感じるのですが、その辺はどうなのでしょう。

(こども未来部副部長兼保育課長) 実際に公立保育所なんかでも実習生

を受け入れております。かなりの多くの実習生が来ていらっしゃるのですが、実際その方たちが公立の保育所とかにも来ておりませんので、皆さんどこに行ってしまうのかなというのは思っているのですが、園のほうからちょっと聞いた話ですと、保育所は月曜日から土曜日までやっている、時間も朝の7時から夜7時までやっていたりとかということで、やはり若い保育士さんがなかなか採用にならないのではないかと聞いております。

以上です。

（金子）前任者のほうでいろいろ出ておりましたので、1点だけお伺いさせていただこうと思います。

50条のほうの電子データで扱えるようになりましたよというところで、先ほど詳しく内容は出ていたのですが、逆に、では今までそういったものを電子で扱ってはいけないというルールだったのですか。そういうのを全部……電子で作るのでしょうかけれども、紙で何か保存しなくてはならないとか、そういう運用だったという認識でいいのですか。

（こども未来部副部長兼保育課長）実際に電子で作っていたものというのもございますので、ただそれにつきましても必ず紙ベースで保存していただいているような状況ではありましたので、今までいけなかったのかって、申し訳ございません、今回改正になるということは、今までは本来電子での保存というのはいけなかったのかなと考えております。

以上です。

（金子）ということであれば、今回、最近の当たり前がやっと当たり前になるよということで、事業者にとっては基本的にメリットが大きいということでの認識でよろしいかお伺いします。

（こども未来部副部長兼保育課長）今回の改正によりまして事業者の業務負担軽減にもなるのかなと思います。それと、事業者を利用する保護者の利便性向上も図られるものと考えております。

以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第64号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

では、次に議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

委員の皆様にご相談ですが、あと5分で1時間になりますので、少し早めに休憩しますか。

(はいの声あり)

(委員長) では、これより20分の休憩をいたします。

(休憩 午前9時54分)



(開議 午前10時14分)

(委員長) 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま執行部よりの説明が終わりましたので、これより質疑を始めます。質疑はありませんか。

(野本) 議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)につきまして先ほど説明をいただきましたが、その中で幾つか質問いたし

ます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の公民館ですとか公共施設へのサーマルカメラ、アクリルパーティションの設置の説明がありました。各館に1台ずつということですが、全体的な数としてサーマルカメラの設置が23台、アクリルパーティション34台、二酸化炭素測定器9台というふうにこれまでの説明で聞いておりますが、コロナ対策ということで設置するわけですけれども、今後の管理といいますか、コロナだけの対策としてこういう必要性がなくなったら、もう設置をしなくなるものとして今回設置するのか、要は例えば1年後とか2年後ぐらいにコロナの心配がなくなったときにどのように扱っていくものなのかという部分をお伺いします。

（健康福祉部副部長）では、お答えいたします。

感染症の終息後ということによろしいのでしょうか。新型コロナウイルス感染症が一定の終息を見た後、今言われております新しい生活様式をはじめとする人との距離とか、感染症対策がどのように国をはじめ医療のほうからも示されるかが不透明なところではありますけれども、その様子を計りながら適切な運営になっていくのかなと思っております。ちょっと今予測が難しいところではあるかなと思っております。

以上です。

（野本）そうしますと、アクリルパーティションなんかは、どっちかという壊れなければいつまでも使えると思うのですけれども、サーマルカメラなんかの場合って、機械なので、耐用年数とかというのはどのぐらいのものになるのでしょうか。

（健康福祉部副部長）耐用年数はパンフレットを見ましてもちょっと載ってはいないのですけれども、一般的な家電製品ですと3年から5年、コンピュータのOSなんかも入っているでしょうから、やっぱり3年から5年というところが耐用年数かなとは考えております。

以上です。

（野本）先ほどの最初の答弁で新しい生活様式ということで、不透明ではあるけれども、イメージとしてはずっと設置するのかなというふうに

感じるのですが、壊れた場合の対策、買換えですとか修理ということは今回には考えていないのでしょうか。

(健康福祉部副部長) 今回は、コロナ交付金を活用させていただいて全庁的に導入しようということで踏み切ったところでございます。今後の買換え等までは現在のところ見据えてはおりませんが、総合政策課と調整をしながら全庁的な今後の推移を見ていきたいと思っております。

以上です。

(野本) 市役所にも設置してありますが、三脚のようなもので設置してあるので、場合によってはぶつかって倒して故障してしまうということもあり得るわけですが、そのような場合は、今度は補助金ではなく独自財源でまた買うというようなイメージになるのでしょうか。

(健康福祉部長) 先ほども答弁させていただきましたけれども、総合政策課を中心に、コロナの交付金を活用して、その中で公共施設に整備していこうということでございましたので、実際に壊れたときにはまたちょっと総合政策課のほうと確認をしながら、交付金等の対象になれば交付金を活用させていただいて、もしそこが厳しいようであれば、まだ終息していなければ単費でも整備しなくてはいけないものかなというふうに考えております。

以上です。

(野本) 分かりました。

次に、先ほどの説明の中で田間宮公民館非常用発電機の予算が組まれておりましたけれども、基本、各公民館にある、全部の公民館にあるようなものなのかというのを最初に伺っておきたいと思っております。

(教育部参事兼中央公民館長) 非常用発電機の電気設備でございますが、基本的な用途でございますけれども、消火ポンプの稼働用として発電設備が設置されているものでございますので、各館に常備しているものでございます。

以上です。

(野本) 消防用の施設の発電ということでありますと、定期的に試運転

等をしているということなののでしょうか。その内容を伺えればと思います。

（教育部参事兼中央公民館長）非常用発電機の試運転でございますけれども、自家用電気工作物の保安管理業務及び消防用設備保守点検時において確認をしているところでございます。点検の頻度としますと、自家用電気工作物の保安管理業務につきましては2か月に1回、それから消防用設備保守点検業務については6か月に1回実施しております。最終的には、3月の2日、消防設備の点検の際に故障の部分が確認されたということになります。

以上です。

（野本）その故障が確認された、前回のときは動いていたけれども、今回動かなかったというようなことなののでしょうか。今回どのように具体的に、同じもので対応するのか、修繕でしたか。その辺の対応の詳細を伺えればと思います。

（教育部参事兼中央公民館長）まず、稼働はできます。ただ、冷却水のほうがかた漏れている状況でございます。長時間での運転はできない状況となっております。当然ラジエーターの交換等を含めて周りの部品、それからさび等も出てきておりますので、このたび併せて修繕等を実施していきたいと。ラジエーター部分については、交換等も発生してくるかなというふうに思っております。見積りを取っております。

（野本）消防の施設ですと本当に試運転は欠かせないと思いますし、ほかの全部の館にあるということですので、ほかの施設なんかでは同様な故障というのは起こっているのでしょうか。

（教育部参事兼中央公民館長）点検が当然されていきますので、その中で随時、例えば蓄電池の交換ですとか、そういったものを行っているという状況になっております。

（野本）分かりました。

次に、21ページの教育総務課、小学校教育用パソコン設置事業と中学校教育用パソコン設置事業のG I G Aスクールサポーター配置支援委託業務についてですけれども、これまでもI C Tのサポーターが対応してい

ただいていると思いますが、これまでのサポーターと今回の支援業務委託の違いについて伺えればと。同じもので内容的に追加していくのか、その違いについて伺います。

（教育部参事兼教育総務課長）まず、今までのG I G Aスクールサポーターのほうなのですけれども、こちらにつきましては、児童生徒1人1台の学習者用端末の活用支援に関する計画を作成しまして、令和3年1月から公募により選定したパイロット5校に対しましてその支援を実施しているというものです。そこで得た知見を基に、今後市内全27校へのノウハウを横展開をするということで予定をしているものでございます。

それと、今回の補正予算のG I G Aスクールサポーターでございますけれども、こちらにつきましては、I C T機器の使い方ですとか、軽微なトラブルとかがあったときに、必要に応じて学校に訪問、サポートをする人材を活用することによりまして、I C T教育環境の立ち上げ期間における様々な疑問点ですとかトラブルにつきまして迅速に対応することを目的として予算請求させていただいているというものでございます。以上です。

（野本）まだちょっとイメージがつかみ切れていないところがあるのですけれども、これまでのサポーターの役割というのは児童生徒に対するものなのか、教員に対するものなのか。これから委託されるサポーターについては、ここから見ると学校とか教員向けのサポーターなのかというふうに思いますが、そここのところをもう一度お願いしたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）今までのサポートにつきましては、公益財団法人学習情報研究センターというところ、これ文部科学省の外郭団体という形なのですけれども、そちらを利用しまして、児童1人1台の学習者用端末をどのように活用していったらいいのかということについて、漠然と渡されても各学校は混乱してしまうということで、まずパイロット校でその辺の実証の実験をしていただいているところでございます。

それと、今回補正予算でお願いしているGIGAスクールサポーターなのですけれども、こちらにつきましては、令和3年4月から大幅に学校のICT教育環境が変わっておりまして、それにつきまして、ネットワークですとか、校務支援システム、そういったものも変わっている状態でございます。その辺につきまして、様々な疑問点ですとか、トラブルがあったときにすぐに、今サポートデスクというところに電話をしてそういった障害の対応はしているところなのですけれども、それからSEですか、システムエージェントを手配したりという形になりますと、それなりに時間を要してしまうというところでございます。教育現場では刻一刻と子どもたちの学習のほうは進めておりますので、できるだけそういった期間を短くしたいということから今回お願いしているというところでございます。

以上です。

（野本）これまでパイロット校で実際に運用されているわけですがけれども、これまでのトラブルですとか困ったことというのは発生しているのか。発生があれば、事例でどのようなことがあったのかを伺いたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）パイロット校のほうでドリルの教材を活用しているときに、GIGAスクールのほうで整備しました学習者用端末が全国的に増えたということで、アクセス数が大幅に増加したということが原因だと思うのですけれども、ドリルのシステムが非常に不安定となったという事例がありました。それについて、現在解消はされているという状況でございます。

以上です。

（野本）そうしますと、今回の委託につきましては、これ議案質疑の中でも出てきたかと思いますが、どのような方がこれに携わることになるのか伺いたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）現在のシステムのほうに精通された方ということがまず対象になるかと思いますが、どういった方が対象になるかと申しますと、取りあえず校務支援システムを導入した業者ですとか、

あるいはWi-Fi環境を整備した業者ですとか、そういったところを視野に入れながら、どこが一番今回のGIGAスクールサポーターについて適しているのかと、そういったことを担当課のほうで検討いたしまして業者選定をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

（野本）先ほどのこれまでの不具合の事例につきましては、どちらかというと鴻巣市ではどうにもならないようなことなのだろうなという、全国的にアクセスが集中してということであると、鴻巣市だけが改善できることはあり得ないのではないだろうかというふうに思います。あり得ることとしては、Wi-Fiがつながりにくいとか、そういうようなことなのではないだろうかというふうに思うのですけれども、業者ができることとすると、今設置した、工事した業者にできることというのはそういうことなのだろうなというふうに思うのですけれども、今までWi-Fiですとか接続状況が不安定とか、つながらなくなったということはないのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）一つの事例で申し上げますと、プリンターのほうも今回Wi-Fiで接続をしているところなのですけれども、そのプリンターがWi-Fi接続がちょっと困難になったという事例がありました。そちらについては、有線のLANケーブルを接続しまして取りあえずは対応したというふうに聞いております。そういった件につきましては様々な原因が考えられるかと思うのですけれども、やっぱりネットワーク系のトラブルにつきましては原因究明も難しいかなというふうに考えております。

以上です。

（野本）最後に、トラブルっていつどのように起こるか分からないわけですけれども、トラブルが起こったときに、先ほど最初の答弁でおっしゃっていた授業は止めることはできないという中で、そういうトラブル時の対応というのはどのように考えておられるのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）トラブルが発生した場合、通常ですとサポートセンターのほうに電話をいたしまして、それからの対応という形

になります。先ほども申し上げましたけれども、それからシステムエージェントとか手配するとそれなりに日数がかかってしまうということなのですが、今回このGIGAスクールサポーターを1名増員することによりまして、例えば学校のほうに巡回してもらっているとか、そんな形ですぐに現場のほうへ伺うことができるのかなというふうに思っております。それと、授業中にそういったトラブルがあったときなのですが、ちょっと私のほうから答える内容でもないかなとは思いますが、現場の教職員の方々が臨機応変に対応しているのではないかというふうに考えております。

以上です。

(野本) では、今の授業中に動かなくなってしまったとか、つながらなくなってしまったというところは担当課から伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長) 取りあえず今ちょっと答弁漏れというかございましたが、そのほかにもICT支援員という者が各学校を巡回しておりますので、そういった方たちが対応していくというものもございます。追加でお答えをさせていただきます。

以上です。

(野本) 確認ですが、授業はできるだけスムーズに進むようにいくけれども、それで不具合がそのまますぐに解消しない場合は、その担当しているクラスの授業の教師が現場で臨機応変に対応するというようなことになると思うのです。そののところは何か話し合われていることなんかはあるのでしょうか。

(学校支援課長) ICT支援員が対応したトラブル等につきまして、毎月業者から報告をいただいているわけなのですが、その報告書によりまして、様々な機器のトラブルや、また授業中に活用しているICT、大型提示装置への接続など、いろいろあるわけなのですが、今委員おっしゃられましたように担当教諭のほうで対応していく場面があります。ただ、ICT支援員のほうにそのトラブルについて報告をしまして、速やかに、その後にはなりますけれども、解決、対応策を図っ

ていくということを行っております。

以上です。

（加藤）それでは、議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）について質問をしてみたいです。

通告してあります15、17ページのそれぞれの備品購入はというふうなことで通告しましたけれども、本会議でもこの備品の内容が分かりましたので、これに関しては、内容は質問しません。

ただ、1点だけなのですが、3月で、6月でというふうなことで、コロナの状況がいろいろある中でももちろん補正を組むようになったのかとは理解するのですけれども、去年の状況から来ている中で、補正予算ではなくて、やっぱりもう当初予算に計上する中でこういう準備というふうなことは考えられなかったのかどうか、1点だけ、この点についてお聞きします。それぞれいろんな備品があるわけですけれども。

（健康福祉部副部長）委員ご指摘のとおり、当初予算編成時にはなかなか組み込めなかった部分がありますので、その都度補正をさせていただいて、適切な備品をそろえていくというふうに至ったところでございます。

以上です。

（加藤）では、次に行きます。

19ページの学校支援課の関係の中学生の海外派遣事業ですけれども、今の状況では昨年に引き続いて中止になってしまうということは本当に致し方ないことであるというふうには理解します。本会議の中での答弁で、今回はそれに代わるというか、オーストラリアの高校と2学期の中でオンライン授業というか、そういう交流を持つというふうな答弁があったかと思うのですけれども、ただこれはやっぱり相手がいらっしゃるわけです。その中で相手との打合せも当然しなければならないわけなのですが、今までの海外派遣は20名の生徒が行っていたわけなのですが、人数的にまだこれからのことだというふうな、本会議の中でもあったかと思うのですけれども、オンラインで交流をする中で、こういった内容のオンラインのやり方をしようと考えているのか。あと、人数的にも、向こ

うの方が日本語を話せば日本語で会話はできると思うのですが、やはり英語でというふうなことだと、海外派遣においても比較的英会話のできる人ということで、いろいろな人選というか、そういう応募をされた中から選んでいるというのはあるのだと思うのですが、そういう向こうに行ってただ本当に会話をするときであれば、それほどの英会話ができなくても通じるとは思うのです。ところが、画面の中で何か会話というか、交流をするとすると、かなりのやはり英語力がないと無理なかなというふうにも思ったりするのですが、その内容をどうするのかちょっと分かりませんので、どういった内容でやるのか。

あと、2学期というふうになりますと、2学期の中の土曜、日曜日を使ってやるのか、時間はどのぐらいを予定しているのかちょっとお聞きしたいと思います。

(学校支援課長) 中学生海外派遣事業につきましては、中止といたしまして代替案の検討をいたしたところなのですけれども、代替案につきましては実施しないわけでございます。ただ、委員ご指摘のとおり、オンラインでの現地ボーカムヒルズ高校との交流について検討しております。ICTを活用してのオンライン交流につきましては、本市からの現地派遣職員を通しまして現地校とやり取りをして、計画の詳細について進めております。現地校のほうでの例えば日本語クラスの高校生と本市の小学校や中学校の児童生徒との交流を考えておるわけなのですけれども、クラス数が現地校のほうでも決して多くは、日本語クラスが多くありませんので、絞られての実施になることを考えております。例えば中学校1校について、1つの学年でその学年のクラス数で現地校の日本語クラスとの交流を考えております。2学期に平日の現地校もこちらのほうも授業がある時間帯でうまく調整を図って行うことを今計画しております。

以上でございます。

(加藤) あと、内容的なこととか人数的なこと、それとやっぱり時間差があるわけですね、日本との。そういう中で、普通の時間というか、日本時間でした場合にどういうふうにできるのか。ちょっと私も向こう、

オーストラリアのほう分かりませんが、その辺がやはりうまくいくようなことでももちろんやってくださると思うのですが、時間的に日本の時間でどのぐらいの時間の……時間の感覚ではないですね。例えば何時とか何かという、そういうのがどこまで、細かいことの打合せももちろん必要だと思うのですが、それに対してどのぐらいの時間をオンラインができるかということも出てくるかと思うのですが、その辺はまだ打合せの段階なのか何かをちょっとお聞かせください。

(学校支援課長) 委員おっしゃるとおりでございます、ただいま詳細につきましては現地高校の担当者と本市のほうの担当で進めているところではありますけれども、やはり先ほど申しましたとおり日本語クラスのクラス数が現地校で限られているということで、1クラスと1クラスでのやり取りなどについて詳細を検討しているところでもあります。日程につきましては、現地とは時差が1時間ですので、決して大きくはないので、現地校は高校でカリキュラムがしっかり決められていますので、対応するとしましたら、こちらの小中学校のほうで時間割変更などをして対応して、うまく時間を合わせてやっていくことを考えております。

以上でございます。

(加藤) では、例えば普通の海外派遣みたいに20名とかでなくて、クラスとクラスでというふうな、そういう内容になってくるのですか。

(学校支援課長) 現時点ではそのような形を考えております。

以上です。

(加藤) では、そういうことだということですがけれども、それは学年はどのようなことを考えていられるのか教えてください。

(学校支援課長) こちらのほうも、現時点の案としては小学校1校、中学校1校でのオンライン交流になるかなというふうに考えております。現地校のカリキュラムが先ほど申しましたようにしっかり決まっているということで、数多く実施するというのは少し今難しそうな捉え方しております。

以上です。

(加藤) では、次に行きます。

小中学校のGIGAスクールに関してですけれども、まず最初に4月には全校生徒、児童にパソコンを配付するというふうなことになっていたかと思うのですが、まずはもう全校児童生徒に全部配付されたのかお聞きしたいと思います。

(学校支援課長) GIGAスクール構想に基づきまして、本市の学校情報化推進計画により学習者用1人1台端末の配付を進めてきたところでございますが、今年度より全児童生徒に配付をいたしております。以上です。

(加藤) ちょっとあるところの学校の保護者の方にお聞きする中では、中央小学校などは既にパイロット校としてやっつけらるわけですね。ところが、笠原小学校ではまだ全然パソコン授業的なものは一切やっていない。もう来年から笠原小の子たちも全部中央小に行く予定になっているわけですけれども、そういう差が出てきてしまうのではないかと、保護者の方が心配されているということなのですが、既に児童生徒に配付されたということですが、まだやっつけいないところ、笠原小だけでなく、まだほかでもやっつけいないとか、そういう今実態なのではないでしょうか。

(学校支援課長) 昨年度から取り組んでおりますパイロット校5校につきましては、他校に先駆けての取組というところはお話しさせていただいておりますけれども、それ以外の学校につきましても、先ほど申し上げましたように今年度全児童生徒に配付をいたしております。そして、5月中旬までには全児童生徒のほうに一度手に渡るといような取組を全校で行っております。今後各授業で活用して、もう既に始まっておりますけれども、笠原小学校につきましても授業での活用がスタートしていております。

以上です。

(加藤) では、まだ笠原小学校のみでなく、パソコンはそれぞれ渡っているけれども、実際にはまだそういった授業は始めているという理解でよろしいのでしょうか。それで、当初予算には支援員ということでも

う既に予算が組まれているわけです。今回はサポーターというふうなことで、また再度補正も組まれているわけなのですけれども、今まで当初予算で組まれて、4月からスタートということではなくて、その方たちはまだ全然仕事というか、支援的なものというのは実際に行われていないのでしょうか。

（教育部参与）お答えいたします。

今課長のほうからもありましたように、5月の中旬には全ての児童に何らかの形で学校のほうでアクションを起こしておりまして、例えば笠原小学校、ほかの学校もそうなのですが、ICTの得意な教職員が結構先陣を組みまして、先日の学校訪問でも率先して子どもたちにパソコンを使って授業をもう既に始めておりますし、また中央小学校との交流授業のほうもオンラインで今進めている状況でございます。若干学校によって差は確かにあるのですけれども、今申し上げたパイロット校で進めているものを周知して、徐々に徐々にですけれども、ほかの学校も追いついてきつつありますし、その学校の中でのICTの担当のほうが進めているところでございますので、どの時点でどこまで追いつくかというのはちょっとはっきりは申し上げられませんが、そういう状況でございますので、ほかの学校につきましても今、若干当初は遅れましたけれども、順調に進んでいるかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

（加藤）それと、小中学校、現在は27校あるわけですが、その中で支援員とサポーターのローテーションというか、どういうふうな、支援員が5人ですか、今回また補正を組まれた中でその人たちをどういうふうな各学校のローテーションを考えているのかお聞かせください。

（教育部参事兼教育総務課長）まず、ICT支援員でございますけれども、こちら週に1回各学校に伺っているという状況でございます。それと、GIGAスクールサポーターにつきましても、今想定しているのは、先ほどご説明申し上げたとおり、サポートセンターとか電話で問合せがあってICT支援員等では対応できないといった事態があったときには、サポートセンターのほうからGIGAスクールサポーターのほうに

連絡をしまして学校のほうに伺うというようなことを考えております。
以上です。

（加藤）それと、支援員は既に5名ということですが、サポーターは何名だったのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）G I G Aスクールサポーターですが、こちらにつきましては専門的な知識を持った者ということでございまして、今のところ1名を想定しております。

（加藤）それでは、次に行きます。

同じページですが、田間宮生涯学習センターの関係ですが、先ほど前任者も質問がありましたが、雨漏りがあったというふうな、先ほどの雨漏りのほうではなくて違う質問でしたけれども、雨漏りの中で防水シートを張るわけですが、これは全面防水シートを張るという理解でよろしいのでしょうか。

（教育部参事兼中央公民館長）まず、雨漏りの発生状況ですが、令和2年6月の23日、田間宮生涯学習センターの視聴覚室にて発生しておりまして、センターの既存アスファルト防水シートが剥がれたり、それから劣化によって、もう風が吹くとびらびらとシートの防水効果がない状況になっております。コンクリートが要はむき出しの状態になっておりますので、屋上の部分の基本的には全面のシートの張り替えということになります。

（加藤）雨漏りというのは、本当にどこからかというのはなかなか原因が見つからないというのが実情かなというふうに思いますので、全面を張るということであれば間違いなく雨漏りも防御できるのかなというふうに思います。

先ほどのラジエーターの関係なのですが、6か月ごとに点検をしているというふうなことなのですが、6か月、6か月という結構まめに点検されているのかなというふうな気もするのですが、そこでもやはり見逃してしまうというふうな結果なのか、ちょっと再度、前任者に続いてちょっとお聞きしたいと思います。

（教育部参事兼中央公民館長）非常用発電機の点検につきましては、先

ほどご説明申し上げましたけれども、自家用電気工作物の保安管理業務というのは2か月に1回、それから消防用設備保守点検として6か月に1回を実施しておりますので、その中で確認されるものと思っております。

以上です。

(潮田) 様々に前任者からも質問がございましたので、通告の中から少し、再質問みたいな形になってしまいますけれども、まず11ページの歳入のほうで子ども教育ゆめ基金の現在の残高についてお伺いしたいと思います。

(学校支援課長) 現在の子ども教育ゆめ基金の残高につきましては、昨年度末の時点で2,799万3,076円でございます。

以上です。

(潮田) 結構たくさんあるかなというふうに思っております。昨年も今年も中学生の海外派遣ができませんでしたので、その分も大きくあるかと思えますけれども、今回本会議でも答弁がありました。ボーカムヒルズ高校との交流があると。大変うれしいことだと思っております。私の持論としては、いつもの海外派遣だとやはり少人数、本当に限られた人数の方しか海外と交流ができない。実際それも個人負担が8万ありますから、行きたくても行けない子もいる。また、学校で1人か2人かな、2人が基本なのかな、ぐらいだと思うのですけれども、そうすると本当に本当に僅かなメンバーかなというふうに思うのですが、それで今回でもっとたくさんの子たちが交流できるかなと思ったのですけれども、先ほどの答弁の中で小学校1校、中学校1校ということでありました。これは、今実際には世界中、ズームだったら無料で、40分以内だったら無料につながりますし、やろうと思えば本当にお金をかけないでできることの部分かなと思います。準備の段階はお金がかかるとしても。これは、例えば、今市から職員が向こうに行っている。今既に交流のある高校以外にも、人脈であったり、いろいろなことで増やすことができるというふうに考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

(学校支援課長) 委員ご指摘のとおり、現時点におきましては、オース

トラリア現地校とのオンライン交流につきましては、これまでずっと交流を続けておりますボーカムヒルズ高校の高校生との交流を現時点では考えております。こちらの児童生徒数も限られてしまうかなと現段階では進めているところなのですけれども、現地のほうに派遣職員がおりますので、ボーカムヒルズ高校以外の何か、学生であったり、そういった交流につきましては今のところはちょっと、ボーカムヒルズ高校との詳細がまだ達しておりませんので、現在のところはちょっと考えてはおりません。

以上です。

(潮田) できればこれはぜひとも進めていただきたいかなというふうに思います。要はクラス対クラスというふうになると数が限られるとは思いますが、例えばこちらのクラスは20人、30人、向こうで話ししてもらおうとか、交流するほうが、向こうが全部クラスでなければいけないということではないと思うので、例えば向こうのほうは三、四人のグループとこっちのほうのクラスは20人、30人とかという形でも、これは理想論ですけれども、ぜひともそういうふうにしていただけないかなというふうに考えております。小学生も大事ですけれども、中学校3年生が今までは対象でありました。受験を前に、やはり勉強をするきっかけとか、気持ちの広がりという意味では、中学生には特にそういう機会を増やしていただきたいかなと思うのですが、現在県内の他校のこういった海外の学校との交流とかというのはどんな状況か、分かれば教えていただきたいと思います。

(学校支援課長) 県内の他の自治体、市町の学校での取組につきましては、ちょっと現時点では把握はいたしてはおりません。今年度の本市と同様の中学生などの海外派遣事業につきましては、やはり他市のほうでは実施しないというふうには聞いておりますが、それに代わるものであったり、現地校とのオンラインでの交流というのにつきましては、今のところちょっと把握はしておりません。ただ、市内での小学校の教員が個人的なつながりで海外との交流を図った授業を行ったという例は聞いております。

以上です。

（潮田） それでは、次、17ページの鴻巣保健センター、吹上保健センターの管理運営事業の中で備品購入費というのが計上されているのですが、これは当然コロナの対応のほうでありますけれども、この2つのところは集団接種の会場にもなっておりますけれども、この集団接種に際して、私は今回補正でバリアフリーの関係とかが計上されるのかなと思っていたのですが、特に計上がなかったのも、ちょっと関連ではあるのですが、この接種会場のバリアフリーのほうについては、もう既にあるから予算計上していないのか。たしか私の記憶では、鴻巣保健センターのトイレは非常に入りにくかったかなというふうに思っているのですが、そういった意味での配慮というのは大丈夫なのでしょうか。

（健康福祉部副部長） ご質問いただきましたバリアフリーの関係でございます。鴻巣保健センターのトイレは、既に改修済みでございますので、バリアフリー化されております。また、1階の広い部屋で接種をさせていただこうかなと思っております、そこから外にスムーズに出ていただこうかなと思っておりますが、何せ段差がありますので、その段差解消はこれから事業者の委託の中でそこを賄うように仕様に組み込んでいくというふうに考えております。

（潮田） それでは、そういう意味では今回計上していなくても問題はないということよろしいでしょうか。

（健康福祉部副部長） はい、バリアフリー関係は大丈夫でございます。

（潮田） それでは、21ページの小学校教育用パソコン設置事業、中学校教育用パソコン設置事業についてでありますけれども、様々本会議でも質疑がありましたし、今も前任者の何人かが質問いたしましたので、これについて、G I G A スクールサポーターの内容を少し確認したいと思います。まず、この金額が全部人件費となるのか。業務内容は先ほどありましたけれども、例えばフルタイムで基本的に鴻巣の庁舎内、教育委員会のところに常駐という形を取るのか伺いたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、業務委託料の費用の内訳でございますけれども、この中には人件費、それと各学校に行くための車両の利用費、あと社会保険料などの労務管理費、それと通信費、あと交通旅費等が含まれております。雇用というか、実態というところなのですけれども、今のところ考えているところでは、サポートセンター等に問合せがあったものについての対応をしていただくということを考えておりまして、それが例えば県内の拠点から行く、もしくは教育委員会のほうの会議室等の場合によっては、そこから行くということも想定されるのかなというふうに考えております。時間につきましては、1日7時間を想定しております。

以上です。

（潮田）分かりました。

現在のサポートデスク、また先ほどサポートデスクという名称とサポートセンターという名称がありました。これはどのような体制でやっているのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）そちらの電話の対応をするというところでございますけれども、体制としましては、そこに電話対応の職員、委託先の職員がおりまして、そちらのほうで電話を受けて、それについて、内容によってS Eですか、難しいというか、高度な内容であればS Eですとかとその場で、例えば教職員が対応できるような場合もございますので、その辺の切り分けをしてもらっているというところでございます。以上です。

（潮田）そういたしますと、サポートデスクというのは市の職員ではなくて、それも委託でやっているもの。そうすると、G I G Aスクールに関しては、先ほどありましたけれども、支援員とサポーターとサポートデスク、それぞれ委託ということになるのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）I C T支援員とサポートデスクのほうは保守契約の中に含まれておりまして、そちらの中で対応していただいているというものでございます。G I G Aスクールサポーターにつきましては、別に業務委託を契約いたしまして実施したいというふうに考えております。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、田間宮生涯学習センターの管理運営業務のほうですけれども、改修工事の工期、使用できない期間があるのか伺います。

（教育部参事兼中央公民館長）まず、施工の期間ですけれども、おおむね60日から90日を想定しております。今後、議会が終了後、早期に入札依頼を行いまして、何とか8月中の契約を目指しているところがございます。そうなってきますと、工事の期間としますと10月の中旬ぐらいから12月の下旬までを想定して、年内中の工事完了を目標としているところがございます。

それから、施工期間中の閉館等があるのかということでございますけれども、施工期間中もセンターの利用には支障がないというふうに考えておりますので、開館する予定でおります。しかしながら、一部駐車場等につきましては現場事務所等、作業用の足場の設置など、工事の進捗に応じて一定時間の出入りの制限とか、そういったものは行うことはあるかなというふうに考えております。

以上です。

（潮田）分かりました。

そういったしましたら、図書館管理運営事業のほうでお伺いしたいと思います。サーマルカメラで対応の部分については本会議で質問があって、図書館のほうではなくて全体のところで質問がありましたけれども、実際サーマルカメラで体温が高かった場合、音がするアラームだと思うのですが、図書館は基本的に静寂が基本でありますので、そのアラームが鳴ったとき非常に大きく響くかと思っておりますけれども、こういった音で、そこにいる方に迷惑がかからないような音とかということになるのでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長）現在児童センターのほうに導入されているものをちょっと参考に確認したのですけれども、やはり画面がまず赤くなるということと、相当な大きさの音でピーピー、ピーピーと4回ぐらい鳴るということで聞いております。ただ、この音の大きさにつつま

しては、やはり入り口付近に設置することを想定しておりますので、カウンターにいる職員等が気がつかない大きさだと設置の価値はないと思いますので、ある程度鳴ってしまったときには多少ちょっとご迷惑かかるかと思うのですけれども、4回程度鳴ったときに職員がすぐ対応するような形で考えております。

以上です。

(潮田) そうすると、ほかの公民館とかであればほかの部屋に移動とかというふうにできると思うのですけれども、そこだと、中央図書館とかの場合だとそういうような設定にはできないかなというふうに思うのですが、これも指定管理でありますので、指定管理の受付の方によく研修しておかなければいけないかなというふうに思うのですが、例えば高熱になった方が本の返却だけはしたいとかというような対応については、それはしていただけるということによろしいのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 万が一高温の方がいらっしゃった場合には、まず原則として37度5分以上の方は入館できないことになっておりますので、まず退館のほうを促した上で、返却で持ってきた本につきましては職員が受け取って、すぐ消毒のほうをするような方向で考えております。

(潮田) 今、消毒という話がありました。今、鴻巣市の図書館は図書の消毒器がありますけれども、それコロナも対応できるものなのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 基本的には殺菌作用がありますので、それに入れることも可能なのですけれども、やはり冊数が、入れる限りがありますので、現在、消毒して1日取り置きをしているのですけれども、先に消毒した上で、やはり同様に1日取り置きして、すぐ貸出しができる状態にはしないということで考えております。

(潮田) 確認です。今ある鴻巣市内の図書館は全部その消毒器、3館ともあるのでしたっけ。

(教育部参事兼生涯学習課長) はい、3館とも殺菌機能がございます。

(金澤) それでは、議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第

4号) について何点か質問をさせていただきます。前任者の質問と多少重複するところがあると思います。チェックしていたのですけれども、し切れないところがあるので、重複してしまうと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、10ページと11ページ、子ども教育ゆめ基金の繰入金、これについては先ほど潮田委員の質問で2,799万円という形でお話が出ました。これに関しては、ちょっと次で質問させていただきます。

次に、18、19ページですか、中学生海外派遣事業についてでございます。コロナ禍で2回中止になったということで、であるならば、このコロナの感染症が鎮静化した後、来年度以降の計画というのはどういうふうを考えているのか。また、グローバル化が進展している中で、今まで20名と言っていますが、もうちょっと派遣生徒の増加は考えているのか、その辺を確認します。

(学校支援課長) 来年度以降の計画につきましては、本事業の中学生が外国の文化などを体験的に学ぶことにより、国際的視野を持った国際社会に対応できる人材の育成を推進するということを目的としていることを鑑みまして、令和4年度につきましても実施に向けてただいま準備をしているところでございます。また、派遣生徒の増加につきましては、現地高校やホームステイ先の受入れ態勢、それから外国への派遣ということで、安全面から考えましても現行の20名が適切ではないかというふうに考えております。

以上です。

(金澤) 次に、この中学生海外派遣事業委託料857万1,000円なのですが、この中の派遣のキャンセル料というのはどういうふうになっているのか、支払ったのか、支払っていないのか、その辺を確認したいのですけれども。

(学校支援課長) 海外派遣事業中止に伴いましてのキャンセル料につきましては、取扱い旅行業者とは契約前に中止を決定いたしましたので、キャンセル料につきましては発生はいたしませんでした。したがって、委託料は当初予算額どおりの減額でございます。

以上です。

（金澤）次の質問なのですが、今回の補正予算の中で中学生派遣事業の歳出が912万1,000円、歳入のほうは、ゆめ基金の繰入金で350万、中学生の保護者負担、これが160万ということで、一般財源のほうから421万かな、400万出すような計画になっていたわけですね。今回これが行けなくなったという状況の中で、この一般財源の400万については子ども教育ゆめ基金のほうに入れる考えはあるかどうか。実際、来年度以降もやるわけだから、その辺はどういうふうにお考えになっているのか。

（学校支援課長）委員ご指摘のとおり、海外派遣事業につきましては昨年度、今年度と2回中止をしておりますが、ゆめ基金のほうの繰入金についても繰入れをいたしておりますが、今後のこの基金の用途等、また額等につきましては、現在のところは変更の検討は特には考えてはおりません。

以上でございます。

（金澤）私がこういう質問をするのは、生徒さんの中で、海外派遣に行きたくても、いわゆる家庭や資質の要件等でなかなか行けない生徒があるわけですね。だから、そういう支援の中で1つそういう財源を確保しておいたほうがいいのか、またもう一つは、海外派遣をするときの選考基準というのは先ほどちょっと説明でありましたけれども、この選考基準というのは、ずっとこの海外派遣事業が続いておりますけれども、過去の選考基準と見直しをした経緯があるのかどうか、そこをちょっと確認したいのですけれども。

（学校支援課長）財源等の確保につきましては、他市の実施方法などを調査研究をして検討してまいりたいと思います。

それから、選考基準につきましては、過去におきましては特に見直しをしたことはございませんでして、今年度も実施要綱のほうを策定しておりますが、その実施要綱の基準に基づいて選考する予定ではございました。

以上でございます。

（金澤）そういう回答が出ると思ったので、次の質問をさせてもらいま

す。

以前に海外派遣事業の質疑があった中で、前には一般質問等で、公明党の橋本議員もしたのかな、私もさせていただきましたがけれども、現状の中学生の海外派遣というのは、どちらかというところ英語教育とか、そういう面にたけた人とか、そういう部類になる可能性があるのだけれども、生徒の中ではスポーツや文芸等々、クラブ活動をやっている中で県内、また全国的に最優秀の成果を、また結果を収めた生徒たちにも、この海外派遣とは別枠で国内とか海外への派遣等もあったほうがいいのではないかという機運が一般質問でもあったし、そういう話が過去にあったのですが、それがいつの間にかうやむやになってしまっているというか、そういう感じになっているのですが、その辺はどういうふうにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

（学校支援課長）委員おっしゃるような、例えばスポーツの分野であったり、芸術の分野であったり、将来有望な成績を収めた生徒についても、国際的な感覚を身につけて、将来国内のみならず海外に出て夢に向かってチャレンジする気持ち、そういう考えを養うことは大変意義あることとは考えておりますが、そういったスポーツや芸術に秀でている生徒に特化して派遣することにつきましては、現在の本事業の趣旨や目的についてまた検討する必要があるかと思いますので、こちらのほうについても他の自治体の実施方法などを調査研究しながら検討してまいります。

以上でございます。

（金澤）今のご答弁なのです。この中学生海外派遣事業の概念自体が今課長さんからお話があったような形で固まってしまっているというところが出てきていると思うのです。だから、先ほど私、過去で選考基準の見直しをしたことがあるのですかと確認したら、その辺はないということでお話ししています。海外派遣、これはオーストラリアのボーカムヒルズ高校への派遣だという形がずっと既定的に固まってしまっているで、もうちょっとこれからやっぱり、令和元年度の教育課程がいろいろ変わってきている中で、もうちょっと大きく、グローバル的な見解でこの海外派遣事業というのを検討したほうがいいのではないかというふう

に思うのですが、ご見解はいかがですか。

（学校支援課長）委員ご指摘のとおり、オーストラリアでの海外派遣事業をこれまで実施してきたわけですけれども、またオーストラリア以外での他国での海外派遣等など、いろいろ他市の、こちらにつきましても状況などを注視しながら調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

（金澤）それでは、20、21ページの学校管理、小学校、中学校教育用パソコン設置事業について質問させていただきます。

1点目は、G I G A スクールサポーター配置支援業務委託料というところなのですが、私もこの辺はちょっと勉強不足のところがありまして、文科省の概念等で、I C T の指導者としては、I C T 活用教育アドバイザー、I C T 支援員、本件のG I G A スクールサポーターと、何となく名前はI C T 関係で指導名称という形になるのだけれども、ではその辺の内容が業務的にどういうふうに違っているのかというのがちょっと分かりづらいところがあるのですけれども、その辺をご説明いただければと思うのですが。

（教育部参事兼教育総務課長）では、お答えをさせていただきます。

I C T 活用教育アドバイザーですけれども、こちら国がアドバイザーを手配しまして、各教育委員会等に対しまして派遣ですとか、オンラインで環境整備ですとか、I C T を活用した指導方法、そういったものの教育の情報化に関する全般的な助言だとか支援を行うと、こういった目的のものでございます。

次に、G I G A スクールサポーターですけれども、こちら各教育委員会が国の補助金等を活用しましてサポーターを配置し、学校における環境整備の初期対応を行う事業ということでございます。ただ、初期対応ということなのですけれども、地域や学校の実情に応じて効果的に環境の整備等を支援するという観点がございます、そちらの面から補助事業者におきまして弾力的な運用も可能というふうになっております。

最後に、I C T 支援員ですけれども、こちら各教育委員会が支援員を配置しまして、日常的な教育のI C T 活用、日常的な教育等で使ってい

る I C T 機器の活用の支援を行うといった事業でございます。

以上です。

（金澤）確認しますけれども、教育委員会から学校への連携とか指示云々というのは、今回の G I G A スクールサポーターと I C T 支援員かな、この 2 つの支援員でよろしいのですか。という解釈でいいのですか。

（教育部参事兼教育総務課長）学校のほうに教育委員会のほうが支援で行うものとしましては、G I G A スクールサポーターと I C T 支援員という形になります。

以上です。

（金澤）それと、G I G A スクールサポーターの業務委託について質問です。これは、本会議でも今前任者等でも民間業務への委託ということで質問等は出ておまして、ある程度内容は分かりましたが、サポーターに委託する業務内容、これはどういうふうな内容があるのか。例えば専門的知識の向上を図るのだとか、学校等の負担軽減を図ってもらうのだとかというような業務内容があると思うのですが、どういう内容を期待しているのか。また、その効果、ここら辺もどう期待しているのかを確認させてください。

（教育部参事兼教育総務課長）ちょっと繰り返しになってしまうのですが、こちら学校における I C T 環境整備の初期対応について技術的な側面から支援を行うというものでございまして、具体的には、学校における I C T 整備の設計ですとか使用マニュアル等の作成などを行うのも業務の中に入っております。ただ、各自治体ごとに I C T 環境の現状や教育委員会の体制が異なっているということから、学校における I C T 環境の初期対応というところに視点を当てて、例えばそこだけをやってもらうとか、そういった対応も可能ということでございまして、当初予算の G I G A スクールサポーターにつきましては、パイロット校で行ってきた様々な I C T 機器の活用の実例を全 27 校に広めようというところで考えているところでございます。今回の G I G A スクールサポーターにつきましては、何かトラブルがあったときの初期対応ですとか、または例えば I C T 支援員

なんかと連携しながら、いろいろなICT機器の使用法ですとか、機器の使用ですね、そういったものについて対応していくという、疑問点について対応していくと、そういったところも考えているところでございます。

以上です。

（金澤）そうしますと、このGIGAスクールサポーターというのは専門的知識、マニュアルというところの向上が図れるという形で、恐らく学校等の負担軽減というのが図られてくると思うのですが、全体として教育委員会を含めて教育現場の業務改善というのかな、この辺はどういうふうにお考えになっているのかお聞かせ願いたい。

（教育部参事兼教育総務課長）まず、教育総務課のほうの部分でございますけれども、今回新しく校務支援システムも入替えをやりまして、システムのほうをセンターサーバー方式からクラウド化に変えたというところがございます。そうすることによりまして、今までは例えば学校にいないと様々な校務支援のデータとかアクセスすることができなかつたのですけれども、それも職員室でないとアクセスすることができなかつたのですけれども、それがいろいろな場所で先生方の仕事のスタイルに合わせて柔軟な職場の環境が整えられるということがございます。そういったところで教職員の方々のより働きやすい環境を整備すること、また校務支援システムも今回新しくしまして、今までよりもさらに、例えば出退勤の関係なんかシステムのほうで行うというところがございまして、その辺の集計の煩わしさですとか、そういったものが改善されてくるのではないのかなと思っております。そういったところで先生方のほうがより子どもたちに向き合う時間、授業に使う時間のほうが取れてくるのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

（金澤）最後の質問です。

今ご説明していただいて、誠にそういう形だと思っておりますが、これ例えば今後実施していて、1年後、2年後、プラン、ドゥー、チェックといえますか、そういうものを当然やるべきだとは思っております。民間委託し

ているわけですから。この辺は常時その辺のチェックをして、不具合があれば見直しを図るという形でお考えになっているのか確認したいと思います。それとも、もう民間委託に任せてしまっているのだから、全て向こうにお任せだというふうに解釈するのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）民間に委託しているからお任せということではなくて、連携を取りながら各学校とも当然教育委員会のほうも連携しておりますし、そういったところで改善すべき点があれば改善を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

（委員長）ここで皆様にちょっとお諮りしたいのですが、大体1時間たちました。それで、休憩に入るのですが、あと1人で終わりなのです。それで、時間的に5分休憩して続けるのか、このまま続けてしまうのか、どのようにしたらいいと思うのでしょうか。あと、今回の委員会の取決めの中に、一巡しました後、聞き足りなかったことがありましたら1回に限り質問を受け付けますというルールがございます。それも含めまして、ちょうど時間が今11時半になろうとしているのですが、引き続きやってしまうか、5分休憩を取ってやってしまうかですが、これからやるものはあと1人質問と、それからもしも言いそびれたもの、どうしてもこれ質問したかったけれども、言い忘れてしまったものというのは1回に限り認めますので、その時間との兼ね合いなのですが、どのようにいたしましょうか。続けてやりますか。

（続行の声あり）

（委員長）続行でよろしいですか。ありがとうございます。では、続行でやらせていただきます。

（金子）それでは、質問させていただきます。

まず、中学校海外派遣事業のところなのですけれども、行政報告の中で代替案を中止したということだったのですけれども、考えられていた代替案がどのようなものだったのかお伺いします。

（学校支援課長）中止といたしました代替案の内容につきましては、旅

行業務取扱い業者のほうから国内他県の語学研修施設を利用しての英語圏の国とのオンライン交流や語学研修等の複数の提案がございました。ただ、やはり感染症拡大防止などの安全面や費用対効果の面で課題があるということで採用はいたしませんでした。以上です。

（金子）その検討というのは、いつぐらいにされたのですか。

（学校支援課長）中止といたしました決定につきましては、昨年度3月に決定をいたしました。

以上です。

（金子）分かりました。

海外派遣事業に関しては、私も中3のときに行かせていただいております。今ここにいるのは多分海外派遣行ったからだぐらい人生において影響がとてもあった事業で、まさに中学3年生のときにホームステイして向こうの文化に触れられるというのは本当に素晴らしい経験なのですけれども、そういった中で、たしか私の記憶が正しければ選考自体は結構前、中2の……結構前にやって、その間に研修があったと思うのです。集合研修みたいなもの。そういうのは、ちょっと記憶が定かではないのですが、そういうのも全部もう既に解散をしてしまっているという認識でいいのかお伺いします。

（学校支援課長）委員ご指摘のとおり、参加者の選考につきまして、例年4月に各校に案内をしまして、5月に選考を行って、5月中に参加者の決定をいたします。派遣生が決定した後で、6月から事前説明会、また事前研修会のほうを複数回行いまして出発式というふうになる予定でございましたが、ご指摘のとおり、今年度につきましては全て執り行っておりません。中学3年生の年度当初の4月に案内をして参加生徒の選考を行っております。

以上でございます。

（金子）では、もう一度確認になりますが、今回選考自体行っていなかった、行っていない状態で中止判断があったという認識でいいですか。

（学校支援課長）ご指摘のとおり、今年度は案内のほうも通知いたして

おりません。選考も実施しておりません。

以上です。

（金子）分かりました。メンバーが決まっているのだと私はちょっと思っていたので、だからさっきの10月とかに行う、検討をしていることがクラス単位というのがちょっとおかしいなと思っていたのですけれども、そういうことですね。理解をしました。分かりました。では、この項目は以上でいいです。

G I G A スクールに関して1点だけちょっとお伺いをしたいのですけれども、今鴻巣のICT活用というのは多分全国的に本当に進んでいるのでありますし、現場の職員さんに関しても本当に高いレベルの知識を備えて、運用面と技術面というのを理解しながら現場と技術的なところをつないでいるということが本当にうまくできているなど私は思っているのですけれども、ただここに関して、今ここ一、二年とかはいいのだと思うのですけれども、やはり組織ですから、特に役所の場合だと数年に1回人事異動があるという中で、現状いらっしゃる本当にたけている方たちというのは、皆さんたけていらっしゃるのですが、本当に詳しいところを知っていらっしゃる方というのはごく少数だという理解をしているのですけれども、そういった方の知識の展開だとか、これから人員配置をしていく中で、ここまで大きいシステムを入れていきますので、その辺り、今までの教育委員会というのではなく、恐らく教育委員会の中にS E 部門ができているみたいな、そういう認識を私はしているのですけれども、今現状のものですと、今後どういう組織の運用を考えているのか、人事面で伺いをしたいと思います。

（教育部長）今金子委員がおっしゃるとおり、少数の中で今非常に進めているところがありまして、組織の中でもちょっと危惧しているところがありますので、今後はそういう部分を含めて後継者ができるような、広くこれから推進できるように今後検討してまいりたいと考えております。

（委員長）以上で質問が一巡しました。

1問に限って質問を認めます。ありますか。

(菅野) G I G A スクール構想だけについてお聞きしますので、よろしくお願いをいたします。

中学校用の教育パソコン設置事業について、デジタル教科書や非教育現場からの声も寄せられておりますので、お聞きをします。デジタル教科書が無償化される可能性が1個はあるのか。

それから2つ目は、平均460円かけて無償化されていたこれまでの紙の教科書の図書、これも無償化だったわけですから、これはこの制度が導入された場合どうなるのか。

それから、個人販売は推奨するか。例えば読み書きが、障がいのある子がかつて音声読み上げ機能を使って学習するという……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

一問一答なので、1つずつ質問していただいても大丈夫です。

(菅野) では、今の学習の内容の3点について、まずは答弁をお願いします。

(教育部参与) それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、デジタル教科書の無償化であるとか、紙の教科書の無償化等につきましては、今私どもの知る限りでは国のほうが今議論を進めているところかなというふうに思っておりますので、それに向けて我々は動向を注視しているところでございます。

また、音声読み上げ、デイジー教科書とかのことを申し上げていらっしゃるのかなと思うのですけれども、1人1台パソコンの導入によりましてその辺の導入も、希望者の方が来ればインストールするなどして対応は可能ですし、我々もそのように考えておりますので、その状況に応じて対応してまいりたいと思います。

(菅野) 2点目が返事ない。今まで無償化だった教科書用図書、それはどうなるのかと。

(教育部参与) 紙のほうの教科書につきましてもいろいろと議論が今なされておりました、併用でやるのか、どっちを主力にやるのかということも国のほうで議論されているようでございますので、それを受けましてこちらもまた考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

（菅野）では、（４）として、発達段階として紙で広げて読むとか書き込むなどの体験は必要であると思うのです。小１からそうするとデジタル対応ができるのか。特に発達段階として書き込んでみるということを含めてどのように考えているか。

それから次は、目の疲れなど健康面での影響などをどう調べているか。この２点をお聞きします。

（教育部参与）小学校低学年のお子さんの教科書等についても、恐らくたしか、私の認識では、そういうところも含めまして国のほうで検証を進めているところかというふうに認識をしております。実際いろんな市町村で検証作業のほうが進められておりますので、それらのほうの状況も見ていきたいと思います。

また、目のほうにつきましても、それは同じように検討していただいているというところを聞いておりますので、その辺の状況をまたこちらで注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

（菅野）（６）として、学校現場で一、二教科使ってみて、これは国が無償で本来配付して、使い方やどんな制度改革が必要なのか現場からきっちり声を上げることが不可欠だと思うのです。利点も課題も、小中学校のパソコン設置事業が一斉に進むということは、やってみないと分からないところがたくさんあると思うのですけれども、今回のデジタル化で鴻巣市として本当にこれを子どもたちの教育に定着させるためにどのような方法が、落ちこぼしをしない子どもたちを含めた教育となるのかお聞きをします。

（教育部参与）パソコンにつきましても、ご承知のように４月から導入が始まったばかりの状況でございます。当然ながらそれを一つの文房具としてどれだけ学力向上、思考力の育成に結びつけられるのか、これは学校現場と教育委員会のほうで連携して取り組まなくてはいけない、まさに大きな課題だと思いますので、それらにつきましても今後も先生方に周知をしたり、研修の中で資質を高めていただいて、さらによいツ-

ルとしてなるように努力はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

1問なのですが、今のところはパソコンを使うことによって紙ベースの遅れがないかという質問の中で1つの質問になっていましたが、引き続き同じような質問ですか。

(菅野) 全部同じ質問です。デジタル化に関する質問なのです、全部。すみません。そんなに長くかかるものではありませんので。

今回の関連法案は、100%の記録保持につながって、教育面ではなくて今度国のいわゆる監視社会の強化につながって、ますます個人情報が集められて利活用されることが今問題になっているわけです。デジタル庁の発足は首相がトップとなって、内閣直属の組織となっているわけです。他府県庁への勧告権など、強力な統合調整機能を持つとされているわけですけれども……

(委員長) すみません。菅野委員に申し上げます。

1問だけ認めるということなので、そのことに関しては最初の質問内容とはちょっとかけ離れていると思いますので、個人的に担当課に行って聞いていただけますでしょうか。

(菅野) 分かりました。

(委員長) よろしくお願ひします。

ほかに質疑ありませんか。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長) では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) _____

(潮田) 今の菅野委員の討論、デジタル法案のことについてになっていると思います。今回のこの補正予算のところにデジタル法案に関してのことでというのは少し論点が違うのではないかと思うのですが。

(委員長) 潮田委員から今そのような意見が出ましたが、菅野委員、いかがでしょうか。

(菅野) では、当初言った子どものGIGAスクール構想の面で反対討論とします。先ほどの取り消します。

GIGAスクール構想が前倒しされて、教育基本法の完成で2019年度から児童生徒用のデジタル教科書が使えるようになったわけです。本来、発達段階として紙で広げて読む、書き込むなどの体験は必要だと思います。小1から本当にデジタル対応ができるのか。目の疲れなど健康面での影響がないのか。本来、学校現場で一、二教科書使ってみて、これは国が無償で配付してですね、使い方やどんな制度改革が必要なのか現場から声を上げて決めるべきではないかと思います。利点も課題も新しい授業でやってみなければ分からないところがたくさんあると思いますので、安易な導入に関しては反対をいたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

すみません。ここでちょっと発言の取消しをさせていただきます。それ

に關しましては、委員長に一任をお願いいたします。先ほどの潮田委員
さんのご指摘があり、菅野博子委員がデジタル庁に關して部分、その
部分を取消しさせていただいて、G I G Aスクールに對する……

(何事か声あり)

(委員長) お諮りしたいと思います。

その部分の文言の取消しについて承認いただけますでしょうか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時48分)



(開議 午前11時50分)

(委員長) 休憩を解きまして委員会を始めます。

ただいまの発言の取消しについて、許可することにご異議ございません
か。

(異議なし)

(委員長) では、ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一
任願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時50分)